

静岡県告示第208号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行本町支店の項所在地の欄中「浅間町12番地」を「大手町4丁目3番45号（沼津支店内）」に改める。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫葵西支店の項所在地の欄中「1045番地」を「968番地の1（三方原支店内）」に改める。

附 則

この告示中2の(1)のエの表の改正規定は令和元年8月26日から、2の(3)のエの表の改正規定は令和元年8月19日から施行する。